

さいたま市市長の給与の特例に関する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

さいたま市長

清水元人

さいたま市条例第58号

さいたま市市長の給与の特例に関する条例

(さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例)

第1条 この条例の施行の日から令和8年1月31日までの間における市長の給料月額は、さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）第3条第1号の規定にかかわらず、同号に定める給料月額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、市長の退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同号に規定する額とする。

(端数計算)

第2条 前条の規定によりさいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例

第3条第1号に規定する額から減じることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和8年1月31日限り、その効力を失う。